

伊勢原市公用車両広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊勢原市広告事業実施要綱（平成21年伊勢原市告示第134号。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、市が所有し、又は占有する公用車両（以下「車両」という。）に広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の色彩等)

第2条 車両に掲載することができる広告の色彩、意匠その他のデザインは、要綱第4条第1項各号のいずれにも該当せず、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 交通の安全を阻害するおそれがあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
- (4) 都市景観との調和を損なうもの
- (5) 周囲の運転者の誤認を招き、又は注意力を散漫にさせるおそれのあるもの

(広告の掲載方法等)

第3条 車両への広告掲載の方法は、広告の内容を表示した特殊フィルムその他薄い膜状のものを貼り付ける方法によるものとし、車両に直接塗装する方法によることはできない。

2 前項の特殊フィルムの材質は、車両本体から突出しないもので広告を掲載する期間中において車両から剥離し、又は広告撤去の際に車両の塗装の剥離を生じさせないものとする。

(広告の規格及び料金)

第4条 広告の規格は、片面につき「縦50cm以内×横70cm以内」の広告を車両の左右両側面に掲載するものとする。

2 広告を掲載することにかかる料金は、年額10,000円とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、広告の掲載日から1年とする。

(広告掲載の申込手続等)

第6条 車両への広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、市長が指定する期日までに、伊勢原市公用車両広告掲載申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 広告の図案及び掲載希望位置を示したもの
- (2) 会社又は団体の概要が分かる案内又はパンフレット
- (3) 住民税納税証明書（伊勢原市以外の地方公共団体に住民税を納めているものに限る。）

(4) その他市長が特に必要と認めるもの

2 市長は、前項の申込書が提出されたときは、市長が定める申込期限後、速やかに内容を審査して、その適否を決定し、その結果を伊勢原市公用車両広告掲載可否決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

3 市長は、前項の決定をする場合において当該決定に係る1の広告希望車両について申込者が2以上（清掃用車両にあっては3以上）あるときは市内に事業所を有する会社、団体又は自営業者を優先するものとし、これによって決することができないときは申込者のうちから抽選により決定するものとする。

（広告内容の修正）

第7条 市長は、広告の内容に修正すべき部分を発見したときは、その部分を修正することを申込者に求めることができる。

（広告掲載料金の納入）

第8条 第6条第2項の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに納入通知書により、広告掲載料金を納入しなければならない。

（費用負担等）

第9条 広告の作成費用、車両への掲載作業にかかる費用及び掲載期間が終了した場合又は掲載の必要がなくなった場合の車両からの撤去作業にかかる費用については、広告主が負担するものとする。

2 広告の撤去作業等により車体の塗装に剥離が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。

3 市長は、広告主が前条及び前項の義務を履行しないときは、車両から当該広告を撤去し、車両を原状に復し、広告主からその費用を徴収することができる。

4 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責において広告に破損等が生じた場合は、市が原状に復するものとする。

（広告掲載の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料金の納入がないとき。

(2) 第7条の規定による広告内容の修正の求めに応じないとき。

(3) 広告主又は広告内容が、法令又は要綱若しくはこの要領等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、伊勢原市公用車両広告掲載取消通知書（第3号様式）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第11条 広告主は、公用車両への広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、書面により市長に申し出なければならない。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、掲載された広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 広告主は、広告掲載期間が満了した場合又は広告の掲載の決定を取り消された場合において、これにより生じた損害に対する補償を請求することができない。

(広告掲載料金の還付)

第14条 既納の広告掲載料金は、還付しない。ただし、市の都合により広告を掲載することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 前項ただし書の還付する掲載料金には、利子を付さない。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成24年5月14日告示第95号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成26年6月2日告示第94号)

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月30日告示第90号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年10月12日告示第247号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日告示第73号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。